

## 5. 将来像の実現に向けて

### 5-1. 将来像実現に向けたその他の取組

四日市港管理組合は、港湾法（昭和25年法律第218号）の規定による港湾管理者の業務を行うために三重県と四日市市により設立された一部事務組合であり、業務内容は「四日市港の利用促進を図るとともに、適正で効率的な管理運営を行うこと」に限られています。行政的に見れば、港湾法による四日市港管理組合の管轄空間は、水域としての港湾区域、陸域としての臨港地区、港湾区域・臨港地区の周辺の空間としての港湾隣接区域となっています。

しかし、今回作成した概ね20年後を想定した四日市港長期構想（第二次案）で掲げた内容は、港湾空間にとどまらない幅広い取組であり、また、時間的にも、短期的な対応が必要な取組から長期的な視点でもって対応すべき取組まで幅広く含まれています。

このようなことから、3つの将来像を実現するためには、これまでに整理した取組に加え、次に示す取組も必要となります。

#### 連携と協働の仕組みづくり

- 三つの将来像を実現するためには、民間と行政の適切な役割分担のもと、住民、NPOなどの市民団体、企業、関係行政機関など多様な主体が参画できるよう、連携・協働の仕組みづくりを検討する。

#### 将来像の実現に向けた体制づくり

- 今後、港湾の国際競争力強化が一層求められる中で、名古屋港との更なる連携強化を進める必要があります。このためには、より高度で専門的な港湾運営やそのための望ましい港湾管理のあり方などを検討していく必要があります。こうした議論を進めるため、専門的な能力を持った人材育成に努める。
- 限られた経営資源のなかで社会情勢の様々な変化に対して迅速かつ的確に対応できる人材の育成に努める。

#### 多くの人の理解に基づく港づくり

- 四日市港管理組合の進める取組を積極的に周知し、住民、企業、港湾利用者などのニーズや意見をしっかり把握し、多くの人の理解のもとに、取組を進める。
- 施策や事業を進めるにあたっては、常に費用対効果を検証するとともに、継続的な取組の評価や、状況変化等による取組の見直しに留意する。